12　期末勤勉手当について

毎年、６月と 12 月に期末勤勉手当（通称「ボーナス」）が支給されます。

※　支給日　　6/30　　12/10
（土日祝日の場合、その前日）

※　支給対象者　　県費教職員（会計年度任用職員は任用条件による）
基準日以前６ヶ月以内、すべて在職していれば期間率は 100%になります。
期間の途中から採用になった人や、退職になった人などは、在職期間から算出された期間率に応じて、減額された手当が支給されます。
（そのような人を異率者といいます）
産休･育休中でも支給される場合があります。

基準日とは？

期末勤勉手当を算出する際に、
基準となる日を「基準日」といいます。
6/30 支給　　6/1 基準日
12/10 支給　　12/1 基準日

支給日近くになると、県教職員課から、「期末勤勉手当異率者報告書の提出について」という文書が届きます。

この文書の中に、異率者に該当する人が載っているので、よく読み、文書の記入例や注意事項に基づいて、「期末勤勉手当異率者報告書」を作成提出します。（事務提要「13 期末手当、勤勉手当」必読、事務マニュアル参照）

特に新採用者（講師含む）は、６月期末勤勉手当分で異率報告する必要があります。前歴がある場合、在職期間に含めることがあるので、採用前の職歴を確認する必要があります。
また、期末勤勉手当支給月（６月・12 月）に任用替になる講師（Ｐ番⇔Ｎ番）は、社会保険料控除に注意が必要です。

支給方法は、例月の給与と同じです。